川通信

号 外

発行 平成28年 7月 6日

編集 国十交诵省 東北地方整備局

新庄河川事務所 鮭川出張所

7月5日 河川愛護モニター





校長先生への委嘱状交付



真室川小学校、環境委員のみなさ んには、子どもの視線ならではの 「かわ」に関する意見や問題点な どの報告をしていただきます。

みなさんの意見や質問 待ってます!





河川愛護 モニターとは? 紫色の所が 真室川小学 校にお願い している区

間です!



昭和50年にできた制度で、河川管理や河川状況について、住民要望に注意しつつ、日 常知り得た情報を提供してもらい、河川管理者とともに河川愛護思想の普及に努めるも のです。

7月は河川愛護月間です。

国土交通省では地域のみなさんに河川愛護・水質保全への関心を 高めることを目的に、毎年7月を河川愛護月間と定めています。



〒999-5203

お問い合わせ

山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3018-4

国土交通省 新庄河川事務所 鮭川出張所 担当 荒井・小野

FAX 0233-55-3083 TEL 0233-55-3020 HP71-LZ http://www.thr.mlit.go.jp/shinjyou/

★「みずおと」をご覧になっての感想やご意見をお寄せ下さい。

★工事現場や河川管理施設を見学されたい方は鮭川出張所までご連絡下さい。

